

回 覧 令和5年7月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の申請が始まります
〈お知らせ〉		◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	2	◆ごみ減量化講習会を開催します ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
	3	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	4	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行います
〈保健と福祉〉 (一般)	5	◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います ◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします
〈保健と福祉〉 (子ども)	6	◆児童扶養手当の現況届を提出してください
〈保健と福祉〉 (高齢者)	7	◆敬老祝い金を支給します



◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

- 保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)
- 子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業



など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分類】	【No.】	【内容】
〈農林畜産業関連〉	7	◆8月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
	8	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します
	9	◆「人権相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します
	10	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



重要

◆住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の申請が始まります

エネルギーや食料品価格などの値上げといった物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯などへ、特別給付金を給付します。

■給付額 = 1世帯当たり 3万円

■支給対象世帯 =

①住民税非課税世帯

基準日(令和5年5月1日)において、世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

※条例により、住民税均等割が免除されている世帯や生活保護受給世帯も含まれます。

②家計急変世帯

上記①に該当する世帯以外の世帯のうち、エネルギーや食料品価格などの物価が高騰したことで家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が非課税となる水準以下である世帯

(注意)上記対象世帯①および②とも、扶養親族のみからなる世帯を除きます。

■申請手続 =

①住民税非課税世帯

本町で把握できる対象世帯には、確認書を7月中旬頃に発送する予定です。

②家計急変世帯

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」および「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要事項を記載の上、必要書類(収入が確認できる書類など)を添付して申請してください。

※申請期限は、いずれも10月31日までです。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)

または、070-4136-0856(臨時コールセンター)にお願いします。

お知らせ

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年6月26日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時~正午、午後1時~5時



にお願いします。詳しい情報は、[宮崎 内職](#) で [検索](#) してください。

◆ごみ減量化講習会を開催します



環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。誰でも申し込むことができます。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開催日	9月13日(水)
時間	午前10時～11時30分
場所	三股町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」、「屋外用のコンポスト容器や室内用のボカシ容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込み方法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込期限	8月14日(月) ※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、筆記用具を持ってきてください。



★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。

■申し込み要件 =

次の1～6を満たすこと。

- ①町内に住民票があり、現在も住んでいること。
- ②町から生ごみ処理機の補助を受けたことがない世帯。
- ③町が実施する「ごみ減量化講習会」(前の記事参照)を受講すること。
- ④生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
- ⑤コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
- ⑥生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること。



■申し込み方法 =

町環境水道課、環境保全係の窓口(2階 ④番)で、「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入し、窓口で申し込んでください。

■生ごみ処理容器 =

【屋外用】コンポスト容器(1個)
【屋内用】ボカシ容器(2個以内) のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器10個程度・ボカシ容器10個程度です。

コンポスト容器
高さ:約 670mm
最大直径:約 650mm



ボカシ容器
高さ:約 420mm
縦・横:約 300mm



★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに
イヌのふんを放置することは
禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあり、とても不衛生です。

○運動や散歩のときは、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレト
ーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝など、リードをつけず散歩する人が増えています。また、自宅の庭で
対策をせずに放し飼いをしている人もいます。イヌを放す行為は、周囲の人にと
ってもイヌにとっても非常に危険です。飼い主として、愛犬家として絶対にやめま
しょう。

《ネコの飼い方のお願い》

①ネコは室内で飼うように
努めましょう！



②飼いネコには首輪・名札を
付けましょう！



🐾 屋外は、病気の感染や
交通事故などの危険がいっぱい！



🐾 よその家の庭でふんをしたり、
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたら…
ご近所の迷惑にもなります！



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない
のは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑をかけたか、交通事故、病気や
虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物
が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任
を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の「国民健康保険被保険者証」(以下「保険証」)は、7月31日(月)で有効期限が切れ、8月1日(火)以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係(1階③番窓口)に返却するか、各自の責任で処分してください。

【注意事項】

区分	保険証	手続きなど
保険税の滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係(1階③番窓口)で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は令和6年3月31日です。令和6年4月初めに改めて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。



★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」)とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。

※限度額認定証の発行は8月1日(火)から行います。

国民健康保険加入者が、現在持っている「限度額認定証」は、有効期限が7月31日です。入院予定の人は新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係(1階③番窓口)で8月1日以降に申請の手続きをしてください。

■申請に必要なもの =

- 国民健康保険被保険者証
- 窓口に来る人の運転免許証などの身分証明書



■注意点 =

- 限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。
- 保険税滞納世帯には交付できません。
- 古い限度額認定証は国保年金係(1階③番窓口)へ返却するか、各自の責任において処分してください。
- 年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。
- 過去12カ月以内に、3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。ただし、70歳以上非課税世帯は多数該当がありません。
- 現在、長期入院(過去1年間に90日以上入院)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなるのでご注意ください。

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が一定程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■現況届(年1回)を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否(手当支給額)を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要があります。必ず手続きをしてください。手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口(1階⑥番)で、8月4日～31日(土曜、日曜、祝日を除く)に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月末に郵送で直接案内します。

■集合受付

○期間 = 8月1日(火)・2日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～**7時**

※受付は午後6時45分まで

3日(木) 午前9時30分～正午/午後1時30分～**5時**

○場所 = 町役場4階 第1・2会議室

○準備するもの = ①児童扶養手当証書(水色) ②身分証明書(運転免許証など)

該当する人のみ提出するもの

①児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒別居監護申立書(発行日が8月1日以降のもの)

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⇒住民票とう本(発行日が8月1日以降のもの)

※児童の所属する世帯全員<省略なし>のもの

※本籍・続柄が載っているもの

②その他(詳しくは送付する文書にてご確認ください)

※税の申告などが「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。



■支給期間などによる支給停止制度

受給者(養育者を除く)に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、次に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《次に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません》

- ・受給者が、就業している、または、求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
- ・受給者が、障害、負傷や疾病などにより就業することが困難であるとき。
- ・監護する児童または親族が、障害や疾病などで介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給

公的年金^{※1}を受けることができる場合^{※2}は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※1 公的年金

⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 公的年金を受けることができるとき

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。ただし繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■現況届は受給者本人が届け出をしてください

代理人での届け出はできません。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)をお願いします。



保健と福祉(高齢者)

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

対象者には通知をしました。次の支給年齢の人で通知が来ていない人はお問い合わせください。

支給年齢	祝金年額
満88歳 昭和9年7月2日～昭和10年7月1日が誕生日の人	1万円
満100歳 大正11年7月2日～大正12年7月1日が誕生日の人	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は、令和4年7月2日～令和5年7月1日までの期間の満年齢です。

※基準日：7月1日



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎: 52-9062(直通)をお願いします。

農林畜産業関連

◆8月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■8月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日時	回収日：8月23日(水) 時間：午後1時30分～3時 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日： 8月30日(水)
場所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、

町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎: 52-9086(直通) をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

口蹄疫が4年ぶりに韓国で確認されました。本県で発生する前には韓国で確認されています。今一度、発生防止対策を強化しましょう。豚熱は、野生イノシシでの感染が継続的に確認され、九州での発生が懸念されています。

伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通) をお願いします。



相談

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。
相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	7月22日(土) 8月26日(土) 9月23日(土)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・ 金銭貸借契約・離婚給付契約等の公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。



★ご予約・お問い合わせは、
都城公証人役場
☎：22-1804 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	8月1日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	くわはた みよこ 葉畑 実余子、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 にお願ひします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月7日(月)	8月21日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)

をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 8月10日(木) 【都城市】 8月25日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月16日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

